

## 近江八幡市部活動指導員人材バンク取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、近江八幡市が設置する部活動指導員人材バンク(以下、「人材バンク」という。)を運営するために必要な登録方法や採択手順、採用までの取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (利用方法)

第2条 近江八幡市各中学校において、部活動指導員(以下、「指導員」という。)を希望する者は、インターネット上の指定の電子申請フォーム(以下、「申請フォーム」という。)を用いて行うことを原則とする。

- 2 前項の申請フォームには、個人を登録するために必要な事項(氏名、生年月日、年齢、連絡先、住所等)の他、希望する中学校や部活動等、定型化された内容とする。
- 3 申請フォームにより登録された情報を以って、指導員の候補者情報として取り扱う。
- 4 この他の登録方法による場合は、別途事務局から指示するものとする。

### (運営事務局)

第3条 人材バンクの運営は、近江八幡市教育委員会事務局学校教育課(以下「学校教育課」という。)が行う。

### (登録要件)

第4条 人材バンクに登録する指導員(以下、「候補者」という。)は、活動に適した健康状態であり、以下のすべてを満たしている者とする。

- (1) 近江八幡市が提示する「令和7年度会計年度任用職員(中学校部活動指導員)募集要領」の内容を理解の上、活動できる者
- (2) 20歳以上の者。但し、学校長からの推薦がある場合のみ20歳未満も可能とする。
- (3) 公認スポーツ資格※1又はスポーツに関する専門的知識や指導歴を有する者
- (4) 次の①～④該当しない者
  - ① 暴力団体及び暴力団員である者、又はそれらと関係のある者
  - ② 過去に禁固刑以上の刑に処せられた者又は当該刑の執行が終了していない者
  - ③ 過去に暴力、暴言、各種ハラスメント、人権、思想、信条、性格、性的指向等に関する差別、試合の不正操作、違法賭博、ドーピング、薬物乱用、その他スポーツ指導者として不適切な行為を行った者
  - ④ 過去に性犯罪の重大な法令違反歴を有する者

※1 公認スポーツ資格とは、(公財)日本スポーツ協会が中央競技団体や都道府県体育・スポーツ競技等と連携し、多様なスポーツ活動を推進することのでき

るスポーツ指導者を育成するために設けた資格をいう。

（登録の有効期間）

第 5 条 登録の有効期間は、登録をした日から当該日が属する年度の 3 月 31 日までとする。

2 登録の有効期間は、候補者が更新を希望しない旨の申し出がある場合を除き、有効期間が満了する日の翌月から 1 年間更新するものとする。

（登録の変更）

第 6 条 候補者は、申請フォームに登録した事項に変更が生じたとき、学校教育課に申し出るものとする。

（登録の抹消）

第 7 条 候補者は登録の抹消を希望するとき、学校教育課に申し出るものとする。

（登録の取消）

第 8 条 候補者が次の各号のいずれかに該当した場合は、当該候補者の登録を取り消しすることができる。学校教育課は、候補者の登録を取り消した際、候補者へ通知するものとする。

- (1) 第 4 条の登録要件に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 登録事項が事実と反することが判明したとき。
- (3) その他、登録不適当であると学校教育課が判断したとき。

（登録情報の取り扱い）

第 9 条 候補者の個人情報、候補者の同意の上、部活動の運営に必要な場合のみに使用するものとする。

（登録後の選定基準）

第 10 条 登録後、学校からの要望に基づく選定については、以下の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 希望する学校
- (2) 希望する部活動
- (3) 学校長が必要とする事項

（採用方法）

第 11 条 選定された者は、学校教育課により面接及びその他の方法による試験（以下、「試験」という。）を実施するものとする。

- 2 試験に合格した者は、指導員として採用手続きを行うものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和 7 年 4 月 24 日から施行する。
- 1 この要領は、令和 7 年 10 月 19 日から改訂施行する。